

散居集落と築地松がおりなす 出雲平野の景観保全について ～屋敷林の保全と活用～

島根県出雲市 伊藤 麻梨子



1. はじめに

出雲市は島根県東部宍道湖西岸に位置し、出雲大社を中心とした観光業、株式会社出雲村田製作所を筆頭とする製造業、出雲平野の穀倉地帯における農業の集積地である。また、人口減少の進む山陰地方において、高い出生率や人口約 17 万人を維持し、交通の利便性も高く住みやすい地域である。

本市は出雲市総合振興計画^[1]に基づくまちづくり施策が策定されており、歴史・文化・自然の魅力として美しい築地松（ついじまつ）を活かしたまちづくりも計画の一部である。

本レポートでは、日本三大散居集落に挙げられる出雲平野の散居集落とその屋敷林の「築地松」^[2]について、その成り立ちや現状をまとめる。保全を目的とした築地松景観保全住民協定や築地松景観保全対策助成金制度が実施されているが、築地松を有する民家は減少傾向にある。将来への展望として、保全だけでなく、景観を利用した観光等への活用について検討する。

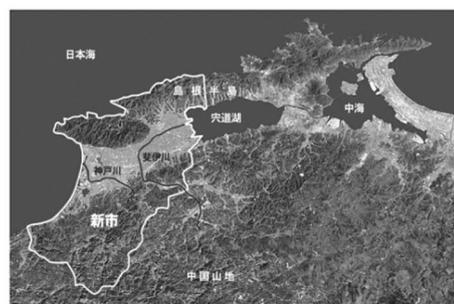


出典：築地松景観保全対策推進
協議会 HP より

2. 出雲市について

(1) 地理的概要

出雲市の面積は東西約 30km、南北約 39km、624.32 km²である。北部は国引き神話で知られる島根半島、中央部は出雲平野、南部は中国山地で構成される。日本海に面する島根半島の北及び西岸は、リアス式海岸が展開しており、海、山、平野、川、湖と多彩な地勢を有す。地目別では、宅地 39.93 km²、田・畑 101.18 km²、その他（山林・原野含む）483.22 km²。森林面積は 370.99 km²と森林率は約 59%を占め、平野部では現在も宅地開発が進み、緑と共存するまちである。



出典：出雲市 HP 出雲市概要より

(2) まちづくり ～出雲市総合振興計画「出雲新話 2030」～

人口減少社会において、出雲市では雇用創出や交流人口、定住人口の拡大等を重点的に取り組み、定住人口 17 万人を維持し、雇用創出 2,500 人の目標を達成するなど、市民の約 9 割が住みやすいと感じるまちとして発展してきた。

現在、『出雲市総合振興計画（令和 4 年度～令和 11 年度）』の基、「だれもが」みんなが活躍する、「どこでも」地域の魅力を生かし、「いつまでも」持続可能なまちづくりを基本理念とし、『「出雲力」で夢☆未来へつなげ誰もが笑顔になれるまち』を目指した方策が示される。歴史・文化・自然の魅力に寄与する「出雲力」として、田園景観と住環境の共存エリアの将来像として、「築地松や田園がおりなす風景と文化を大切にのこし、誰もが心地よく暮らせるまちづくり」が掲げられている。

(3) 人口動態

ア. 山陰地方の人口動態

図 1 に国勢調査データ^[3]に基づく、山陰両県（鳥取県・島根県）市町村別 2020 年の人口分布と 2010 年からの人口増減を円グラフで示す^[4]活用。

両県ともに、県庁所在地が最大の人口であるが、総じて人口減少の歯止めがきかない実情があり、中山間地域の人口減少は著しい状況である。10 年間で山陰全体の人口は、約 8.3 万人減少した。令和 6 年 4 月の人口戦略会議における『地方自治体「持続可能性」分析レポート』^[6]によると島根県では 4 自治体、鳥取県では 8 自治体が消滅可能性自治体として挙げられる。

その山陰地方でも 2 期連続で人口増加を維持しているのは、鳥取県日吉津村と島根県出雲市であり、前者は大王製紙(株)、本市は(株)出雲村田製作所をはじめとした工業による雇用創出が功を奏していると考えられる。

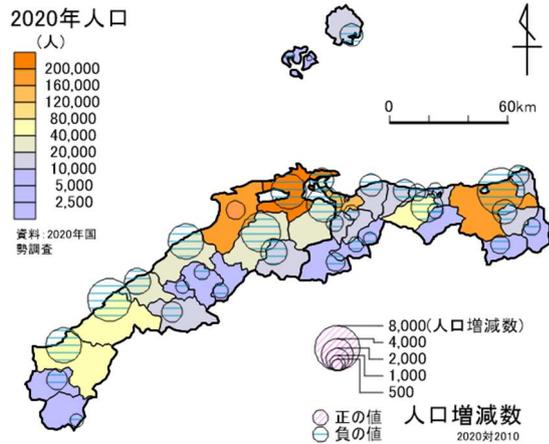


図 1 島根県・鳥取県人口動態（2020 年人口分布・2010 年からの人口増減[人]）を国勢調査データ^[3]に基づき MANDARA10^[4]により作図

イ. 出雲市の人口動態

図 2 にコーホート変化率を用いた出雲市の人口構成及び 2060 年までの人口推移（予測）を示す^[6]活用。2020 年、総人口 172,775 人に対し高齢人口は 30%を超え、今後も自然減による人口減少が推測される。目標として掲げる人口 17 万人維持も、2035 年以降は現状のままでは困難を極める。

雇用創出による人口維持を掲げているが、生産年齢人口は減少傾向にある。現在の人口

維持は、2000 年から年少人口が横ばいであり出生率が維持されていることが起因するのではないだろうか。生産年齢人口の減少は都市部への人口流出に歯止めがかかっていないことを意味する。一度出た人材が、もう一度出雲に戻ってくるような施策や人口減少しても関係人口や交流人口の増加により、地方公共団体の歳入が維持できるような施策が必要である。

築地松の景観保全は一見関係しないように思える。しかし、郷土の風景に心休まることはないだろうか。流出した人口の呼び戻しに、ふるさとの原風景を残す価値があると考えられる。また、出雲大社を呼び水とした観光誘客に加え、観光資源として築地松がおりなす景観を活用することで、関係・交流人口増への寄与が期待される。

日本全体が人口減少社会に突入したいま、移住によるパイの奪い合いではなく、人口減少に備え、少しでも維持する施策として、今あるものをいかに活かすかが問われている。

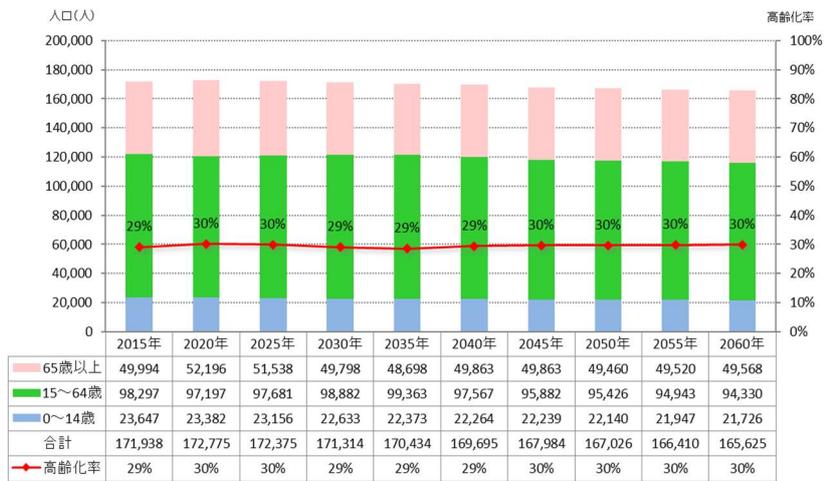


図 2 出雲市の人口構成・人口推移グラフ（コーホート変化率を用いて作成）

3. 散居村と屋敷林「築地松」について

(1) 散居村

耕地などの広大な土地に家々が集まっている集村に対し、家が点在する集落の形態を散村(地理用語)といい、しばしば「散居村」と呼ばれる^[7]。日本における散居村は、島根県の出雲平野、香川県の讃岐平野、静岡県の大井川扇状地、長崎県の壱岐島、北海道の十勝平野、岩手県の胆沢扇状地、秋田県の横手盆地北部(仙北平野)、富山県の砺波平野や黒部川扇状地が典型例である。そのうち砺波平野、胆沢平野、出雲平野が日本三大散居集落と呼ばれ、日本の原風景と考えられる景観美を誇る。



出典：JAPAN WEB MAGAZINE の特設サイト
「日本の美しい風景」HP より
“砺波平野散居村の夕日”

世界では、イギリスの大半、フランス西部からライン川下流域、イタリアのポー川流域、スカンジナビア半島、バルカン半島北西部、エジプト、台湾北部、中国東北部などで、民族に関わりなく、世界的には広く見られる集落形態である。

近代の開拓地で形成されたものが多いが、北海道の屯田兵村などの一部を除き、その起源は必ずしも明らかではない。

(2) 屋敷林

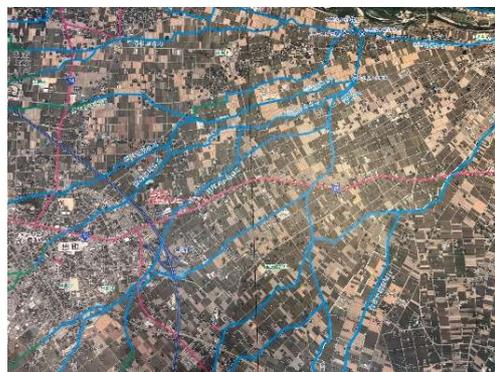
屋敷林は、屋敷地内に設ける林のことである。昭和 30 年代に一般的な用語となったが、クネ、ヤマ、カキなど地域ごとに様々な呼称が現在も残る。代表的なものとして、屋敷地を囲むように配置された雑木林のような屋敷林(仙台平野のイグネ、砺波地方のカイニョ)、壁状に整形された庭木のような屋敷林(関東地方のカシグネ、出雲地方の築地松)がある。

その役割は多様である。防風や防雪、遮光、防火などの自然や災害から屋敷地を守る役割、隣地との境界、土留めなどの住環境を整える役割、落ち葉の肥料としての利用、果実などの食料としての利用、枝などの燃料としての利用、木台などの建築資材としての利用といった実用的な役割がある。それに加えて、屋敷を美しく修景する美観を高める役割も担う^[8]。

生活と深く結びつき多様に発達し、利用されてきた屋敷林であるが、近年は生活様式の変化、屋敷林の維持管理費用や担い手不足など、その維持が難しくなっている。

ア. 砺波平野のカイニョ

国内最大規模の散居村がある砺波平野は 220 km²の扇状地に、約 7,000 戸程度が水田に散在する。アズマダチ民家と強風対策のカイニョと呼ばれる屋敷林に囲まれて建てられた農家である^[9]。東大寺の正倉院が保管する 8 世紀ごろの地図には、砺波平野の荘園が「独立荘宅」として記録される^[10]。開拓は約 500 年前に発展した。庄川を中心とする扇状地は、砂礫が厚く堆積し、地表土壌が薄く、複雑な自然起伏を有するため、開拓者は水害が及びにくい高地に居を構え、その周囲を開墾した。



現地視察写真：砺波平野の水路網

「ザル田」と呼ばれるほど水持ちの悪い田は、家の周りがある方が管理しやすく、水量が非常に豊富な庄川から容易に水を引くことができたことが散居村の形成につながった。農業経営上も居所に隣接する農地は管理しやすく利点があり、加賀前田藩もそれを認め、幕末の砺波郡

は初期の二十万石から二十七万石に増えるほど開拓が進んだ。今では圃場整備事業による大きな整形の田と直線的な道路からなるが、散居村の原風景が残る。

散居での生活には、屋敷林は欠かせない。風雪から家屋を守り、夏の暑い日差しを避けるために原生林の一部を残したことが起源と考えられる。常緑針葉樹(スギ、サワラ等)や落葉広葉樹(ケヤキ、カエデ類等)は毎日の燃料と建替え用建築資材として、また食用樹としてカキ、クリ、モモ、スモモ、ザクロ、キンカン、イチジクなどが植えられた。生活に必要なものが敷地内に植樹され、樹木保全のために用水路がひかれ、背景として景観の価値も有する。「高^{たか}(土地)は売ってもカイニョは売るな」と言われ、先祖代々大切に守り育てられた。また、屋敷を点在させカイニョで覆うことで、年貢の取り立てが厳しい加賀藩から見えにくくしたとの言い伝えもある^[8]。

屋敷林は、樹木の種類に合わせた手入れ(植樹や枝打ち)により、景観を維持する必要がある。枝おろしや枝透かしにより、不要な枝などを取り除き繁りすぎた樹冠を透かすことで、通風や日照を抑止、病虫害の発生を防ぐ必要がある。住宅機能の向上や熱エネルギー源の変遷により、屋敷林の生活上の価値が見直されている。厳しい自然環境の緩和だけでなく、空気をきれいにしたり、安らぎや潤い(森林浴様)を与えたり、歴史的景観を後世に伝えることが求められている^[11]。

保全のために、富山県は「散居景観保全事業」を実施し、美しい散居景観を次世代へと引き継ぐため、カイニョ(屋敷林)所有者の経済的及び労力の負担を軽減するなど、カイニョに覆われた緑豊かな散居景観の保全・育成を目指す。本事業は、富山県・砺波市・南砺市が連携し、専門的な技術を要する高木(スギ、ケヤキ等)の枝打ちに対しての補助制度があり、枝葉をリサイクル処理する場合の処理費用も補助対象となり、費用の1/2(上限額20万円/戸)を県と市が補助する。ただし、同一敷地内の補助は4年に1回に限る。また、屋敷林の保全にかかる経費補助以外にも、散居村を守り育てる活動(学習会や観察会等)、屋敷林を育成する活動(植樹や維持管理学習等)、屋敷林を管理する活動費用や資材費補助(ボランティアによる清掃活動等)などの事業も補助対象となる。



現地視察写真：(上から)1)アズマダチ
2)アズマダチ家屋内からの景観
3)屋敷内の景観

イ. 胆沢平野のエグネ

岩手県胆沢町（現在の奥州市）の地形は、西部の山岳地と東部の約 200 km²の扇状台地からなる。胆沢扇状地は胆沢区、水沢区、前沢区にまたがり、北を流れる胆沢川の南に六つの河岸段丘からなる扇状地である。古くは弥生時代の稲作の歴史があり、奈良時代の「続日本紀」にも征夷大將軍の坂上田村麻呂により胆沢城が築かれ朝廷の支配下となり、田村麻呂により職人や農業技術者、文化人等が数々の高度な技術をもたらされた歴史が残る。「水陸万頃（広く肥沃な土地と水を併せ持つ豊かなさま）」と例えられる一方、「アラビアの砂漠のよう」と評されるほど乾いた大地である。大雨によるたびたびの洪水など、「治水」と「利水」が大きな課題であり、灌漑事業は約 500 年前から本格化し、堰を設けて胆沢川からの水を分配した。しかし、水不足の年は水争いが絶えず、昭和 28 年に石淵ダムの完成と茂井羅堰と寿安堰の二つの用水に公平に水を分配する日本最大級の円筒分水工を設けることで、水争いのない平和な農地となった^[12]。

胆沢扇状地における散居風景は、茅葺きの東を破風として入母屋のホンヤに続いて、マヤ、便所が一行に並ぶ建物配列である。屋敷の北と西には必ずスギを中心とする「エグネ」が茂り、薪を積んだ「キズマ」が見られる家が多い。裕福な家には、入口に二階建ての堂々たる長屋門を設け、散居地域における屋敷景観の特色をつくる。

エグネの由来は、屋敷（居）の地境（久根）に植えられている林であることから「居久根＝イグネ」が訛って「エグネ」になったと言われる。砺波平野のカイニョと同様に、屋敷改修や肥料、燃料を目的としたスギ、キリ、食用樹のカキ、クリ、モモなどが植樹される。キズマは川の流木を集め、木を積んだことが起こりとされ、冬を越すための燃料であった。エネルギー源が変わった現代では不要となりキズマが減少したため、まちがキズマ 1mにつき 1 万円の補助事業を実施し、現在は文化的な景観として残る。

エグネは、江戸時代に伊達藩が行った屋敷林木を保護する政策により、屋敷林木は勝手に伐採することが禁じられたが、現在、保全にかかる補助事業はなく屋敷林の管理が課題である。住宅環境の向上にともない、エグネを伴わない住宅も増え、管理費の経済的負担から伐採してしまう住宅もある。エグネは防風林としての役割だけでなく、生物多様性の維持、快適な住空間の形成、地域に



出典：シリーズにつぼん農紀行 HP より
[上]日本の原風景と散居農家
[下]エグネ（屋敷林）



現地視察写真：（上から）
1 胆沢区伝統的家屋、2) 長屋門、3) キズマ

における文化的価値など、景観資源に加え、地域生活に密接に結びついた環境資源として認識される^[13]。保全には、住民の理解と協力が不可欠であり、エグネの持つ多面的な価値を再評価し、環境保全と地域振興を両立させる取り組みが求められる。これまで、屋敷林の管理を目的としたボランティア団体が発足し、15名ほどで屋敷林の下草刈りや枝おろしを行っていたが、高齢化により解散してしまった。また、継承と観光を目的としたボランティアガイド団体（いさわ散居ガイドの会）も発足から20年、継承者が見つからず、コロナ禍から価格高騰の現在までほとんどの活動休止状態（観光ガイドは本視察調査が4年ぶりの受入れ）にあり、市からの運営補助がなくなるなど活動の継続に課題がある。広範な地域の景観保全は、地方公共団体が率先して事業を先導する必要性が窺えた。

(3) 築地松

ア. 立地、歴史的背景

宍道湖西岸一帯は、出雲平野と呼ばれ、斐伊川と神戸川の二大河川が生んだ沖積低地（標高 0～20m程度）で東西に20km、約100km²の穀倉地帯である。

奈良時代初期に編纂された出雲風土記に記される約1300年前の出雲地方の地図を図3に示す。当時、出雲平野の広さは現在の半分以下であり、西部には沿岸砂州に閉ざされた瀉湖の神門水海が広がり、斐伊川はここに流入していた。東部の宍道湖湖岸線は現在よりも6kmほど退いた位置にあった。陸域には、弥生時代の遺跡・貝塚や古墳及び神社が多数分布し、ここに古代文化が栄えていたことを示される。出雲風土記にある八岐大蛇などの伝説は、斐伊川などの河川が氾濫し流路を変える様を表現したものと推測される^[15]。

江戸時代の寛永年間（1635年と1639年）に発生した大洪水により斐伊川が東遷し、宍道湖に直接流れ込むようになった（図4参照）。同時期、松江藩による瀬替え（新しく河道を掘削して、河川を付け替える工事）事業が天保2年（1831）に開始され、天保7年（1836）に新川（現在は埋立地）が完成した。斐伊川の東遷と新川の開削により、宍道湖側の三角州が約4km延びたと言われ、しばしば宍道湖の水位が上昇して洪水が多発した。また、斐伊川と新川は著しい天井川である。斐伊川の下流域に多くの旧河道が存在するが、人工的な「川違え」と言う河川改修の結果であり、高くなった河床を下げるると共に、三角州を拡張して耕作地を増やすことを目的とした^[16]。

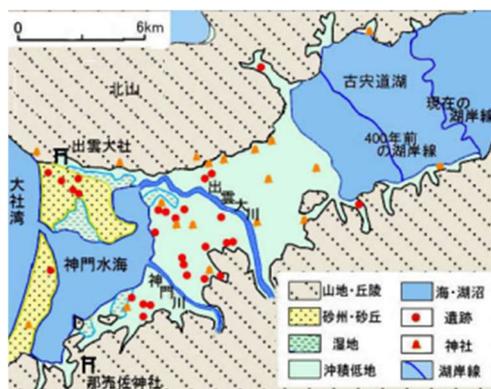


図3 出雲風土記時代（約1300年前）の出雲地方^[15]

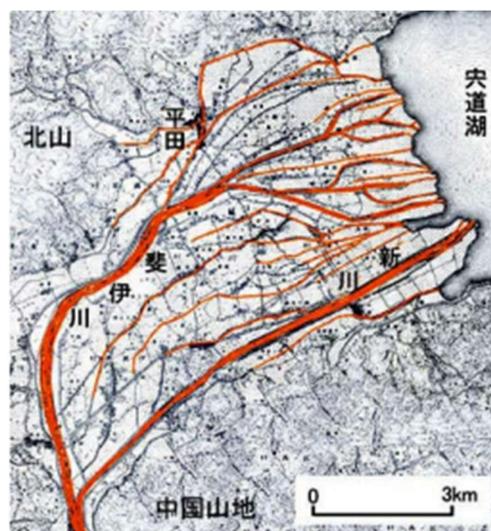


図4 明治32年地形図が示す斐伊川の流路^[15]

イ. 民家と築地松の構造

近世中頃（江戸初期）から斐川平野（現在の出雲平野）の新田開拓が行われ、平野の南北の山裾から農民が進出し、低湿地に家を築いていった。不十分な堤防設備では斐伊川の氾濫の度に家が流される危険があり、度重なる災害から家は洲砂と呼ばれる自然堤防の跡地に

定められ、周囲に築地^{ついで}をしてそれを流れにくくする植樹がなされた。樹種は、モチノキ、タブノキ、マデバシイ、竹が主で食料・民具材料・燃料の確保の側面があった。また、冬季は北西からの季節風から家を守る機能も果たした。

江戸後期に松江藩が計画し、明治に国が行った治水対策により洪水被害が激減すると、敷地北西のみに樹木が残され、防風林としての機能が色濃くなり、樹種がクロマツに切り替わる傾向になった。クロマツは、強風への耐久性や肥料いらずの一方で風格が好まれ、薪にすれば燃焼持続時間が長いことが利点である。屋敷の西と北側植えられたクロマツは、一定の高さに刈り整えられる。その高さは7~8m (高いもので10m超) あり、人の手が加わり造形美がある点で、他の地域の屋敷林とは異なる。合わせて、出雲地域の民家も反り棟であり、瓦葺き屋根の棟も築地松と同様に反っている。瓦葺職人、陰手刈り職人ともに、反っている理由に機能的な理由はないとの見解だが、低木の生垣や石垣も反っており、出雲地方に伝わる美意識が表れている。この特徴は大陸から伝わった形象が出雲地方でさらに協調されたものとも考えられている。

築地松の手入れは、陰手刈り^{のうてご}という専門業者が手入れを行う。「ノーテ」とは出雲弁で日影を指す。つまり、日影をなくす仕事を意味し、壁のようにぎっしり茂った松の葉を梳いて簾のようにし、周囲の農地に日影をつくらないようにする。また、風通しを良くしたり、暴風による倒木を防いだり、松くい虫から松の木を守ることが目的である。4,5年に一度が手入れの目安で、定例のシーズンは正月から田植え前(4月頃)である。特徴的なのは、築地松の上端を反らせる形である。手順は職人によって異なるが、西側中央部を下げる場合と、南北隅の高さを先に決める場合がある。前回の手入れ跡を目印に、タタキと呼ばれる柄の長いかまで細かい枝を梳くと、良い見栄えとなる。また、時折棟梁が離れた位置から釣合いを確認する。この陰手刈りの職人も高齢化と減少の傾向にあり後継者の育成が課題である。加えて、近年はエネルギー源の変遷に加え、虫害による松枯れ、維持管理費用を利用とした伐採により、築地松は減少傾向にある。^{[2][8][17]}



現地視察写真等：(上から)

- 1) 築地松 (近景)
- 2) 築地松 (遠景、西側から撮影)
- 3) 築地松と民家 (南側から撮影)
- 4) 剪定前の築地松
- 5) 出典：陰手刈り、飯塚農園 HP より

ウ. 保全に向けた制度

築地松景観保全対策推進協議会は、松くい虫被害が大きかった平成 24 年度とその比較として令和 2 年度に出雲平野における築地松の実態調査を実施した^[18]。比較基準となる平成 11 年に対し、平成 24 年に松くい虫被害により半数以下となった所有戸数(図 5)及び築地松本数(図 6)は、令和 2 年にかけて緩やかな減少傾向にある。出雲市内で築地松を所有する家は、斐川地域に全体の 63.6%が集中し、平田地域 16.7%、出雲地域 15.5%、大社地域 4%、湖陵地域 0.2%と分散する(図 7)。所有戸数の減少状況は平成 24 年と令和 2 年を比較すると、大社地域は 45.7%減に対し、斐川地域は 8.8%減と地域差がみられる。

築地松景観を伝え残す必要性についての住民意識を所有者(n=674)と非所有者(n=581)で比較すると、

【残すべき】

所有者の約 55%、非所有者の約 37%

【所有者個人の考えに任せればよい】

所有者の 30%、非所有者の約 40%、

【失われても仕方がない】

所有者の約 5%、非所有者の約 10%

と、保全の必要性の意識は所有者ほど高い傾向にあり、全体としては、失われてもよいという考えは低い傾向にあった。

平成 6 年に島根県、旧出雲市、旧平田市、旧大社町及び旧斐川町(現在は出雲市に合併)は、「築地松景観保全対策推進協議会」を結成し、翌年には、「築地松景観保全住民協定」を制度化し、協定を結び、住民の維持管理の助成を行い、保全に努めている。令和 6 年時点、築地松景観保全対策推進協議会では「築地松景観保全対策助成金制度」を設け、築地松の織り成す景観を守り、育てるため、築地松景観保全住民協定を結んでいる築地松所有者に対して、築地松の維持管理に要する経費に助成を実施する^[2]。出雲市では、平成 29 年に「築地松を活かしたまちづくり要綱」^[19]を定め、10,000 千円(県 1/2、市 1/2)の補助事業を実施している。令和 6 年度予算ではその 90%は保全対策事業(住民協定の助成 8,551 千円、陰手刈り技術研修会 350 千円、松苗配布 120 千円)として、残り 10%は普及啓発事業と協議会運営費に充当される。

「築地松景観保全対策助成金制度」において住民協定を結んだ場合、築地松の維持管理にかかる剪定、松くい虫による枯松伐倒及び新植・補植、松くい虫防除にかかる費用について、助成を受けることができる(表 1)。しかし、人件費や物価



図 5 築地松所有戸数と減少状況^[18]



図 6 築地松本数と減少状況^[18]

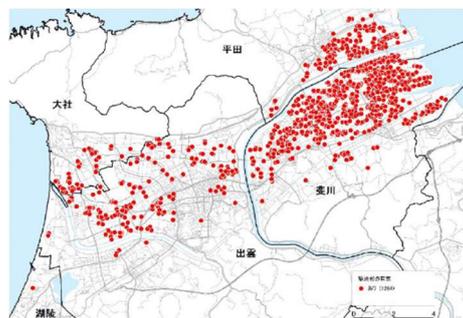


図 7 築地松を所有する家の分布図(n=1,264)^[18]

表 1 助成限度額(位置の敷地あたりの単年度助成上限額)^[19]

	築地松景観保全一般住民協定 (対象経費 1/3 以内)	築地松景観保全特定住民協定 (対象経費 1/2 以内)
築地松の剪定に要する経費	60,000 円	90,000 円
松くい虫による枯松伐倒及び新植・補植に要する経費	30,000 円	45,000 円
地上散布による松くい虫の防除に要する経費	30,000 円	45,000 円
樹幹注入による松くい虫の防除に要する経費	40,000 円	60,000 円

の上昇により、特に剪定（陰手刈り）にかかる経費が上昇しており、築地松所有者の負担が増大している。また、生活様式の変化や環境問題等により、剪定後の刈り枝を燃料として利用されなくなり、野焼きも禁止となったことから、刈り枝の処分に係る費用負担も増加している。所有者からは、陰手刈りの経済的負担が大きく築地松を維持することが厳しいため、助成金を増額してほしいという意見や、後継ぎがないため自分の生存中に築地松を伐倒する考えを示す方もいる。

築地松景観保全のために住民が希望する行政や協議会の取り組みは、「陰手刈りや松くい虫の防除等に対する助成金制度」が最も多く、次いで「陰手刈り職人の後継者育成を目指した研修会の開催」、「築地松景観を残すための計画、ビジョンの策定」を選択する人が多かった^[18]。現状では、空き家の増加と同様に、適正管理されていない築地松も散見されており、今後、松くい虫の被害による伐倒が懸念される。また、戸建て住宅の外構の主流は維持管理が不要な二次製品のフェンスとなっており、住宅の新築や増改築による築地松の伐倒が懸念される。そのため、社会の変容に合わせ将来に向けた保全を検討することが重要である。

4. 景観保全と課題

(1) 国や行政の保全にかかる制度やしぐみについて ～民家と景観～

古民家をはじめとする、文化財として価値の高い家屋や歴史的集落には、多くの人が見学に訪れる。昭和 50 年に文化財保護法改正により『伝統的建造物群保存地区（以下、伝建）』が規定されてから半世紀近く、ここ 20 年はインバウンド誘客、アニメの聖地、古民家ホテルやカフェなどへの積極的な活用事例が増えてきた。

保存を目的とした法整備も進み、『登録有形文化財』は全国で約 5,000 件あり、貴重と思われる建造物を自己申告で登録する制度で、主に外観が保存対象となり、内部は比較的自由に改装し商業施設や観光資源として活用が可能である。伝建は、城下町や門前町、宿場町といった歴史的景観保存を目的として市町村が決定し、特に価値の高いものは『重要伝統的建造物群保存地区（以下、重伝建）』として国が選定する。令和 6 年 8 月時点、43 道府県、106 市町村の 129 の重伝建がある。重伝建は建築に加え、生垣や石垣、屋敷林など景観を構成するうえで重要な環境すべてが保存対象となる。町並み保存が主目的のため、建物外観に影響する建築行為はすべて許可制だが、家の中は現代的な整備が可能となる。一方、『重要文化財に指定された民家（以下、重文民家）』は、その価値ある構造や生活様式も含めたすべてを保存することが目的となる。

平成 16 年には、『文化的景観（Cultural Landscapes）』として、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第二条第 1 項第五号より、文化庁所管）」に該当する文化財を指す。日々の生活に根ざした身近な景観であるため、日頃その価値にはなかなか気付きにくい文化的景観を保護する制度を設けることによって、その文化的な価値を正しく評価し、地域で護り、次世代へと継承していくことを目的とする。令和 6 年 10 月 11 日時点で全国に 73 件の重要文化的景観が選定されている。

平成 20 年に、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称、『歴史まちづくり法』、国土交通省所管）が制定され、文化財とその周辺地域の歴史的風致の維持への取り組みが法律によって求められることとなった。平成 29 年には、歴史文化基本構想により、文化財を活用した観光拠点づくり事業が各地で始まった。令和 5 年 3 月末時点で全国に 90 都市が認定されている。

日本三大散居集落である岩手県胆沢平野、富山県砺波平野、島根県出雲平野のうち、散居集落や屋敷林が文化的な保存対象となっている事例はない。

(2) 重要文化的景観としての文化財保護の活用事例

散居集落と屋敷林がおりなす景観は、重要文化的景観選定基準の 8 項目のうち、(1)水田・

畑地などの農耕に関する景観地及び(8)垣根・屋敷林などの居住に関する景観地に該当すると考えられる。現在選定されている景観 73 件中、(1)に 36 件、(8)に 46 件(重複該当あり)が該当する。保護面積は宇和島市「遊子水荷浦の段畑」の最小 8.3ha から、高知県四万十町「四万十川流域の文化的景観～中流域の農山村と流通・往来～」の最大 13,462.3ha と幅広い選定事例がある^[20]。後者は四万十町も含め周辺の 1 市 4 町の広域で選定を受ける事例である。

選定前後において、経費補助を受けることができ、事業にかかる補助対象経費の 50%が補助金の対象となる^[21]。また、税制優遇や地方財政措置も講じられる。

・選定前対象の 3 事業

(ア) 地方公共団体が自ら行う保存調査 (イ) 保存活用計画策定 (ウ) 普及啓発

・選定後対象の 5 事業

(カ) 事前調査整備計画の立案 (キ) 説明版などの設置
(ク) 防災のための工事、便益管理施設の設置 (ケ) 復旧・修理・修景 (コ) 普及啓発

選定地域では、補修ボランティア、都市住民との交流、暮らし体験、インターンシップ、景観地での野外保育や自然観察会などの交流事業が行われ、情報発信にも活用される^[22]。

5. 出雲平野の景観保全に向けた提言

(1) 重要文化的景観への登録

日本三大散居集落と屋敷林は、豊かな水と稲作に適した地形を有する平野部で、散村でも生活が成り立つように屋敷林を形成し、防風や燃料・食糧受給を目的として発展してきたことがわかった。しかし、社会生活の変容や住宅機能の向上から、屋敷林を必要としない生活様式に変わり、維持管理にかかる経費負担や伝統的景観への関心の低さからどの地域においても屋敷林は減少に傾向にある。

普及啓発活動だけでは、保全は進まない。文化的価値を認識し、“文化財”として残すための努力と投資が必要となる。そのうえで、『重要文化的景観』の選定を受けることを提案する。現在の出雲市・島根県が年間 10,000 千円かけている助成事業も、昨今の物価高騰や人手不足による人件費高騰から助成額の増額要望がでており、今後は経費全体として不足が生じることが予想される。文化財登録をすることで、財源を拡充させ、保全活動の一助としたい。選定を受けるために、前項の補助対象経費のうち(ア)保存調査(イ)活用計画策定を利用し、築地松景観を保全の計画やビジョンの策定を実施し、(ケ)復旧・修理・修景を築地松の剪定にかかる経費補助の拡充に充てることを推奨する。

(2) 効果的な普及啓発

築地松にかかる費用の助成制度は、築地松の減少に一定の歯止めをかけていると考えられる。一方で、景観の継承や普及啓発という点では、フォトコンテストなどのイベント開催のみでは、関心がある人の注意しかを惹けない状況である。(ウ)(コ)普及啓発に該当する事業について、補助金を活用することで今以上に効果的な内容が行えると考える。

ア. 来雲される人に向けて

築地松が集中する斐川地域には、出雲空港もあり観光客の玄関口である。素通りされるだけの景色ではなく、価値ある美しい『重要文化的景観』として発信することが重要なのではないだろうか。補助対象経費(カ)(キ)(コ)を築地松が空港周辺地区に集中している地域に活用し、観光誘導できる案内施設を空港内に設置、観光ルートの設定(徒歩散策やサイクリングコース、レンタカーのカーナビ連動等)、現地には説明板の設置などを推奨する。

イ. 住民理解と認知度の向上

出雲平野の散居集落と築地松がいかに独特な原風景であるか、出雲市民はどれほど認知しているだろうか。まずは住民の認知度を高め、築地松の有無に関わらず、出雲市の財産として活用していけるよう住民理解の促進に努める啓発事業が必要である。価値のある文化的景観であることを学習し、保全に携わるきっかけに繋げていきたい。

6. おわりに

出雲市は、出雲大社をはじめとする観光業や製造業、農業が調和する地域で、山陰地方の中では産業による人口流入や高い出生率により人口維持の傾向にある。出雲平野に点在する散居集落と、それを彩る「築地松」の景観は、出雲の原風景を象徴し、住民や観光客に心の安らぎを与える重要な価値がある。しかし、築地松の減少や管理の担い手不足が進行し、その維持には課題があり、現在の助成金制度や啓発活動だけでは、将来的な保全には不十分である。そのため、築地松景観を「重要文化的景観」に登録し、国の支援を受けることを提案する。この取り組みは財源の拡充だけでなく、地域の文化価値を全国へ発信する機会になり得る。また、住民理解を深めるための教育や観光誘導の整備も勧めたい。築地松のある風景は、地域の誇りとして次世代に継承すべき文化財として、出雲市が持つ自然と文化の魅力を守り、生かす取り組みを、今後も地域全体で進めていくことが重要である。

【謝辞】

本レポート作成に際し、ご指導いただいた田村秀先生をはじめ、ご協力いただきました方々にお礼申し上げます。

【参考文献】

- [1] 出雲市総合振興計画「出雲新話 2030」：ホームページ掲載
<https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1663064503294/index.html>
- [2] 築地松景観保全対策推進協議会：ホームページ <https://www.tsuijimatsu.com/>
- [3] 総務省統計局 令和 2 年度国勢調査 調査の結果：ホームページ掲載
<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka.html>
- [4] 地理情報分析支援システム MANDARA10：ホームページ <https://ktgis.net/mandara/>
- [5] 人口戦略会議 (2024)「地方自治体「持続可能性」分析レポート」 2024.4.24
<https://www.hit-north.or.jp/information/2024/04/24/2171/>
- [6] 地域経済分析システム RESAS：ホームページ <https://resas.go.jp/#/16/16209>
- [7] 地学雑誌「越中国西部の荘宅 Homesteads について：小川琢治(1914)」及び「旧加賀藩の散居村落制について：牧野信之助(1915)」：Wikipedia 散居村検索参照
- [8] 民家を知る旅 日本民家見どころ案内：
 (編集)一般社団法人 日本民族建築学会 (出版)彰国社 2020.6.10
- [9] となみ散居村ミュージアム：現地パンフレット、ホームページ <https://sankyoson.com/>
- [10] 「住み継ぐ」もっと身近に散居村：砺波正倉ホームページ <https://1073shoso.jp/www/sankyo/index.jsp>
- [11] となみ野散居村展望スポットマップ：現地パンフレット
- [12] 胆沢扇状地「扇頂の湖水誕生物語」：現地パンフレット
- [13] グリーンインフラとしての屋敷林「居久根(いぐね)」の多面的機能性に関する研究：東京農大農学集報(2019)、入江彰昭・原田佐貴・内田均・竹内将俊(東京農業大学地域環境科学部)
- [14] 奥州市胆沢区におけるエグネ景観の保全に関する住民意識-エグネ有無による住民意識の違いについて-：農村計画学会誌(2016)、呉陽・三宅論(岩手大学)
- [15] 防災基礎講座：地域災害環境編 32 出雲平野-神話も語る荒れ川の斐伊川がつくる平野：国立研究開発法人 防災科学技術研究所 自然災害情報室 ホームページ掲載
https://dil.bosai.go.jp/workshop/06kouza_kankyo/pdf/32_izumo.pdf
- [16] Kashmir3D による「日本の地形千景プラス」島根県 巨大な三角州の出雲平野：ホームページ掲載
https://www.web-gis.jp/GM1000/GM_Red1/GM_Red1-211.html
- [17] 斐川平野の築地松と散居集落報告書：観光資源保護財団(日本ナショナルトラスト)編(1991)
- [18] 令和 2 年度出雲平野における築地松実態調査報告書【概要版】：築地松景観保全対策推進協議会(2020)
- [19] 築地松を活かしたまちづくり要綱：出雲市(2021年(R3)5.21 施行)
- [20] 重要文化的景観一覧【都道府県毎選定年順】：文化庁ホームページ(2024年(R6)10.11 官報告示分まで)
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/keikan/index.html>
- [21] 文化的景観保護推進事業国庫補助要項：文化庁(2005年(H17)4.1 施行、2020年(R2)4.1 改正)
- [22] 文化的景観の保護のしくみ：文化庁文化財第二課(2024年(R6)3月)

【視察先】

- ・ 砺波平野カイニョ となみ散居村ミュージアム：砺波市太郎丸 80
 かいによ苑～砺波市指定文化財 旧金岡家住宅～：砺波市豊町 1 丁目 2-10
- ・ 胆沢平野エグネ 胆沢まるごと案内所：奥州市胆沢若柳字上土橋 139